

# 薬学教育評価ハンドブック

平成27年度版



Japan Accreditation Board for Pharmaceutical Education (JABPE)

はじめに

## 2年目を迎えた第三者評価

一般社団法人薬学教育評価機構は、今年で設立7年目に入ります。第三者評価2年目となる本年度は、4月から評価対象大学10校の書面調査がスタートし、10月には訪問調査を実施しました。評価委員会の目となり耳となり評価を実施されている評価実施員のご尽力により、昨年度同様、3月末には滞りなく評価を終了する予定です。

平成25年度末に「薬学教育モデル・コアカリキュラム」（平成25年度改訂版）が文部科学省「薬学系人材養成の在り方に関する検討会」から提出されました。6年制薬学部・薬学科の学部教育で、卒業時まで必要とする基本的な資質と能力が示され、それを修得するために必要な知識・技能・態度の到達目標を提示することを基本理念としています。ただし、このモデル・コアカリキュラムに沿ったプログラムは全体の70%に過ぎず、他に大学独自のカリキュラムの実施（30%）も要求されており、具体的な科目の設定や教育手法は大学の裁量に任されています。各大学は、平成27年度から、改訂モデル・コアカリキュラムを踏まえた新カリキュラムを実施していくこととなります。また、実務実習も改訂モデル・コアカリキュラムに対応して、平成31年度から新しい枠組み、ガイドラインで実施することとなります。

これらの改訂に対して、本機構による第三者評価は、若干の微調整はあっても、モデル・コアカリキュラムを遵守しているか、大学独自のカリキュラムを実施しているかを問うという事においては、大きく変わることはありません。

公表されている評価報告書の、対応が義務となっている「改善すべき点」が厳しいとの声も聞こえてきますが、各大学の「改善すべき点」に対する取り組みが、本機構の存在意義を示すアウトカムであると考えております。

今後とも、本機構は各大学の教育プログラムの質を保証し、向上を支援していきますので、社員の皆様ならびに関係各位のご理解、ご協力をお願いいたします。

平成26年12月吉日

一般社団法人 薬学教育評価機構  
理事長 井上圭三

## 薬学教育評価機構設立の経緯

薬学教育の年限延長を認めるにあたって中央教育審議会は、その答申「薬学教育の改善・充実について」（平成16年2月）に、“薬学教育関係者、職能団体および企業の関係者のみならず薬学以外の者の参画を得た第三者評価の必要性”を明記しました。

これを受けて、衆参両院の関連委員会は、薬学教育の年限延長に関わる学校教育法改正への付帯決議（平成16年4、5月）の中で“第三者評価の実施”を要請しました。「一般社団法人 薬学教育評価機構」（以下、機構）は、この要請に応じて、6年制薬学教育の第三者評価を行うことを目的に、74 薬科大学・薬学部、日本薬剤師会、日本病院薬剤師会および日本薬学会の合計77団体を社員として、平成20年12月に設立されました。

このような経緯で設立された機構は、大学を対象にした“大学教育の専門分野別評価”を行う日本初の評価実施機関となりました。また、機構が行う薬学教育評価は、法律に基づいて大学基準協会などが行う“教育機関の認証評価”ではなく、専門分野の教育機関と専門職能団体が協力して設立した第三者機関が自主的に行う“専門教育プログラムの認定評価”です。

## ハンドブックの構成について

このハンドブックは、薬学教育評価機構が実施する6年制薬学教育プログラムの評価に関して、評価を受ける大学および評価に関わる評価者が、それぞれの実務において留意すべき事項を「薬学教育評価 実施要綱」に沿って冊子にまとめたものです。以下の内容から構成されています。

<本文>

### I. 薬学教育評価 実施要綱

本機構が実施する評価の基本方針および評価のガイドラインを記載しています。

### II. 評価の手引き

#### II-1. 評価を受ける大学を対象とする手引き

評価を受ける大学が提出する「自己点検・評価書」の作成方法、訪問調査への対応および申請から最終判定に至るまでの諸手続き等を説明しています。

#### II-2. 評価者を対象とする手引き

評価チームにおける書面調査の進め方、訪問調査の進め方および改善報告書、再評価、追評価の作業を説明しています。

### III. 様式

評価対象大学および評価者が用いる各種様式を掲載しています。

### IV. 資料

「薬学教育評価 評価基準」など評価に関わる資料を掲載しています。

# 目 次

## はじめに

- 2年目を迎えた第三者評価
- 薬学教育評価機構設立の経緯
- ハンドブックの構成について

I. 薬学教育評価 実施要綱	3
II. 評価の手引き	
II-1. 評価を受ける大学を対象とする手引き	
1. スケジュールの概要	17
2. 評価の申請手続き	20
1) 申請手続きの手順	
2) 申請に関わる注意事項	
3. 書面調査への対応	22
1) 自己点検・評価の実施	
2) 「自己点検・評価書」、「基礎資料」、「添付資料」の作成	
3) 「評価チーム報告書案」への対応	
4. 訪問調査への対応	27
1) 訪問調査の目的	
2) 訪問調査の日程と調査対象キャンパスについて	
3) 訪問調査に先立つ準備作業について	
4) 訪問調査当日について	
5. 「評価報告書（委員会案）」に対する意見の申立て	30
1) 目的	
2) 意見申立のプロセス	
3) 意見申立への対応について	
6. 「助言」への対応	31
1) 「適合」と判定された場合	
2) 「評価継続」あるいは「不適合」と判定された場合	
7. 「改善すべき点」への対応	31
1) 「適合」と判定された場合	

2) 「評価継続」あるいは「不適合」と判定された場合	
8. 「評価報告書」に対する異議の申立て	32
9. 再評価への対応	32
1) 「再評価」の対象	
2) 申請手続き等について	
10. 追評価への対応	33
1) 追評価の対象	
2) 申請手続き等について	
11. 「評価報告書」、「自己点検・評価書」の公表	33
12. 認定証と適合認定マーク	34
13. 認定の有効期間	34
II-2. 評価者を対象とする手引き	
1. 評価の基本事項	35
1) 評価の視点	
2) ピアレビューによる評価	
3) 透明で公正な評価を目指す評価内容へのフィードバック	
2. 評価の実際	37
1) 評価チームについて	
2) スケジュールの概要	
3) 書面調査	
4) 訪問調査	
5) 訪問調査後の作業：評価チーム報告書の作成	
6) 評価報告書の作成	
7) 評価結果の大学への通知と公表	
3. その他 注意事項	48
1) 評価者倫理の保持について	
2) 評価終了後の資料等の取り扱いについて	
3) 大学に連絡する場合の窓口について	

### III. 様式

様式1 薬学教育評価申請書	
---------------	--

様式 2	提出資料一覧
様式 3	自己点検・評価書
様式 4	基礎資料
様式 5	「評価チーム報告書案」に対する確認および質問事項への回答
様式 6	訪問調査時のスケジュール
様式 7	訪問調査時の見学施設・参観授業一覧
様式 8-1	「大学関係者との意見交換」大学側出席者名簿
様式 8-2	「若手教員との意見交換」大学側出席者名簿
様式 9	学生面談時の参加予定学生
様式 10	意見申立書
様式 11	提言に対する改善報告書
様式 12	異議申立書
様式 13	再（追）評価申請書
様式 14	再（追）評価改善報告書
様式 15-1	評価基準チェックシート（大学用）
様式 15-2	評価基準チェックシート（評価実施員用）
様式 16-1	評価チーム報告書案
様式 16-2	評価チーム報告書
様式 17	評価報告書

#### IV. 資料

資料 1	薬学教育評価 評価基準
資料 2	薬学教育シラバスの作成について
資料 3	評価対象大学の決定方法について
資料 4	薬学教育評価機構の評価における訪問調査の際の 定期試験の問題と答案および成績記録の取り扱いについて
資料 5	守秘義務に関する規則
資料 6	評価者および本機構事務局職員倫理規則
資料 7	個人情報の保護に関する規則
資料 8	評価実施員の選出に関する規則
資料 9	評価事業基本規則
資料 10	薬学教育評価 実施規則
資料 11	評価手数料に関する規則
資料 12	評価に関する用語集